

文教委員會議録第十八号

昭和三十九年四月九日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君

理事 坂田 道太君 理事 南 好雄君

理事 二宮 武夫君 理事 長谷川正三君

理事 三木 喜夫君

木村 武雄君

床次 徳二君

橋本龍太郎君 中村庸一郎君

松山千恵子君 落合 寛茂君

川崎 寛治君 前田榮之助君

受田 新吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

文部事務官 洪谷 敬三君

(初等中等教育局長)

参事 天野 貞祐君

(国立教育会館建設協力財団理事長)

参事 田中 彰君

参事 門 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

参事 員

員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立教育会館法案(内閣提出第七九号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

国立教育会館法案を議題といたします。

今日は、本案審査のため、参考人として国立教育会館建設協力財団理事長天野貞祐君が出席をされております。

この際、天野参考人にごあいさつ申し上げます。

今日は御多用中のところ、わざわざ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

これより御意見を伺うのでありますが、御意見は委員の質疑にお答え願うということでお述べ願いたいと存じます。

それでは質疑の通告がありますので、順次これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 きようは教育界の大元老であります天野先生にお忙しいところをわざわざおいでいただきまして非常にありがたいと思います。私は今度教育会館が設立されるにあたりまして、この教育会館の設立と、それからその設立の協力財団をつくっておられるその責任者であられるところの天野先生に、その立場からどのように教育会館をお考えになっておられるかということをお聞きしたいのが主体でございます。

す。と申しますのは、私も教育の現場におりまして、先生が大臣のときに提唱されました新教育というものの行くべきは現在に非常に心配であるわけですが、それは発展的にそうなるわけなのか、あるいは消極的にいま国家主義とかあるいはまたその他の考えが出てまいりまして、新教育いつにありやというような感じを持つわけでございます。そのさなかに教育会館が立つわけでありまして、私たちはそこからもろの心配をいたしておるわけでありす。

そこでまず最初にお伺いしたいのは「寄附行為・設立趣意書」の中に、こういうことが書かれております。

「わが国の将来の発展の基礎は、教育が真にその成果を発揮し、新しい時代の担い手としてすぐれた資質と能力を有し、心身ともに健全な青少年を育成する」そこで「全国八十万の教職員は、おのおのその職務を自覚し、時勢の進展に即応し、絶えず識見をみがき、父兄の信頼にこたえる教育を実施するよう努力している」こういうことが述べられております。そこで「さらに効果的な研修活動の向上、各種の教育研究活動の育成をはかるため、組織的な研修機関の充実を行なう」、こういうことが書いてありますが、私は、このことについては、文部省はかなり多くの研修会、講習会を用意しておると思

う。発表されておるところによりまして、福田初中局長が三十七年十月の「教育委員会月報」百四十六号に全国的な規模の研究団体が百五十、教科別に

百一、それから学校管理運営研究団体が十六、総合三、その他が二十八、そのほかに民間教育団体の連絡会、とあり、こういうようにかなりの研究団体とか研究会、講習会等もあるわけ

です。それに三十九年度の様子を見てみますと、これまたたくさんさんの計画が立てられておるわけです。現在文部省もこれについては十分やっておるし、あるいは民間の研究団体も十分にこれについてはやっております。そこでこ

ういう研究をしつかりやらなければならぬということが、教育会館とどこに

なると、私はそういう研究会とかあるいは講習会というものに場所を提供することに大きな意義があると思うので

す。なるほどこの設立趣意書の中には、そういう場所がなかった、非常に不便であった、そこでそれに対して便宜を与えよう、ここに大きなねらいがあると思うのですが、先生はそのほかにまだこういう点に重要な意義があるというところをお考えになっておりま

したら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○天野参考人 日本の国の発展にとつて教育というものは非常に重要であ

る、それでその教育をほんとうによくしていくためには、どうしても教育者

がよくなってはいけません、これは論を要しないところであります。教育者をよくしていくというのは、いまの大

学を出たというだけでは不十分であ

て、私は再教育ということが非常に必要だということを前から感じておるものであります。再教育といつて組織的にやれなくても、研修会を開くとかあるいは講演会をするとか、あるいは座談会を開くとか、お互いが相談し合

う、そういう場所はぜひ必要だと思ひます。たまたまこういう教育会館がそういう目的を持って設立されるということであるから、私も財団の理事長として御協力をしておるわけであり

す。

○三木(喜)委員 先生のお考えはわかりましたが、場所を提供する必要がある、それから再教育の必要を感じてお

る、こういうお考えであります。終戦になりましてからこちら新しい教育に即応するために教師の再教育とい

うものが行なわれました。そのときに私は実地にその場に臨んでみてつくづく思ったことですが、非常に形式化され

て、みな積極性がなかったことを思うわけですね。特に講師それ自体あるいは運営しておる者それ自体が単位と申

しますが、単位をとるためにきゅうきゅうとして、あるいはそういう便宜を与えるためにというようなことで、二級

免から一級免にするとか、あるいは新教育の研究会だということにそういう傾向が見られたわけです。今日先生が

おっしゃるように大学を出ただけではこれは十分ではない。私も十分でないと思ひます。あるいは現場の経験と

か、あるいはまた新しい事態に即応する

ためになお研修するということとは、

これは必要なんです。そこでいま申しましたように、文部省はこれは十分にやっておられるですね。十分に計画ができておられるのです。あるいはまた民間でもかなり意欲的な人は結集してやっておると思います。そこでことさらにこの趣意書の中にそういう「組織的な研修機関の充実を行なう」、こう書いてあるのです。文部省でやっておられることや民間でやっておられる、そのほかに組織的な研修機関の充実を行なうことになりまして、どういうお考えがあるかということをお聞きするわけなんです。

○天野参考人 戦後の研修とか講習とかいうことについて、いま御指摘のような、ただ免状を取るとかいうような欠点のあったということは、私も同感でございます。ただ私もしばしば文部省に頼まれて、講演などに参ったことも幾度かありましたけれども、そういうときでも場所がないですね。わざわざおきを借りてやっても、やはり話などはできれば適当な場所をやったほうがよく話もできるしということを感じておいて、またいままでやってきたからといって、それでもいいわけではないのだ、ますますそれに考えを加えて組織的なものを作っていくということとはぜひ必要なことじゃないか、そういう場所をここで提供するということは、実にけっこうなことだと私は考えておるわけでございます。

○三木(喜)委員 話を進めましてお伺いをしたいと思います、もう一つ心配な問題が私にあると思うのです。それはたびたびこの委員会でも問題になったのですが、このように研修会あるいは講習会等に皆さんを入れて組

織的に進めておられるわけですから、一方かなり子供が悪くなっている。非行少年がだんだん激増いたして、こういう状況が出ておられるわけですね。それには私はいろいろな原因があると思うのです。その中に子供たちの人間的な触れ合いがだんだん少なくなってきたという私は思う。それからまた受験体制や試験地獄の中でこういうことが生まれてきておる。子供たちが非常に成績に不安を持っておるというようなこと、それから先生が大臣をしておられたときにはなかったわけですから、勤評というものによつて先生が政治的な権力の前に屈従するというような姿勢が出てきておる。それから小供たちは学力テストに追い立てられておる。その上社会の醜態したところの文化、政治、選挙違反、汚職というふうな一連の、教育を進める、あるいは研修を進めるというのに対して、まじりの、いろいろな悪条件が私にあると思うのです。こういう悪い要素を排除するということな研修の殿堂であれば私はいいと思うのですけれども、この無視したところの殿堂では困ったことだというぐあいには思っています。その点、教育会館を建てて、そういうことと排除というのを主体に置くのならばいいですね。一方勤評体制、学力テスト体制というものをどんだんとやれというふうなかつこの研修の殿堂では私は困ったことだと思つたのです。この点先生はどうお思いですか。

○天野参考人 私は建設協力財団の理事長であつて、この教育会館をどう運営するかということは、後に教育会館の館長とか理事とかいう方のおきめになることで、私がいまここでそれを言うということは、先ほど委員長からその範囲内で答えると言われた趣旨に反すると思うから、私はお答えいたしません。

○三木(喜)委員 きょう先生にお願いしたいことは、かつて文教の府の最高の責任者であつた、そしてなお後に申し上げたいと思うのですが、道徳教育というふうなことも盛んに言われ出し、その資料が三十九年四月一日から現場で利用されるという新しい事態がやつてまいつております。それに対して、先生は国民全体が守らなければならぬ何かを立てなければいかぬということ、一時それを強調された、そういう二つのたてまえから、いま教育の置かれてある位置と、この教育の置かれてある位置の中における教育会館という立場で、先生が御検討になつて、その設立に御協力になつた、力を入れておられるというように私には把握します。かつての御経験なりあるいは教育に対するお考えをこの際聞くのもむだではないという考えからお聞きしておるわけなんです、その御謙遜なさるというか、責任範囲外だというふうなお考えでなしに、まあ後輩を指導してやろうというふうな考えでひとつお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○天野参考人 私も非行少年の原因とかあるいは道徳教育とかいうことについて、これは一つの考えを抱いております。けれどもきょうは、私はこの建設協力財団の理事長としてここに参考人として呼ばれたから、その範囲のことを述べておくのが適当ではないかと考えます。

○三木(喜)委員 そうしますと、以下私はそういう観点で先生にお聞きしたいと思つて用意しておいたわけですがこれはまた文部省あるいはその他の機会に質問したいと思ひます。

ただここでもう一つ申し上げたいことは、先がたサービス機関というふうな考え方で私は賛成するということを申し上げました。その設立の趣意書の中で、教職員が安心して研修活動を行なうにふさわしい施設がなかつた「安心して」ということに対して、この教育会館ができればある程度安定すると思ひます。それが、これは賛成なんでありまして。それからその次に、各種の教育研究団体相互に十分の連絡がでなかつた、連絡の役目ということばけつこうだが、調整の名のもとに研究機関を支配するということな心配はないか。協力財団をつくられるときに、そういう心配は先生方はなされなかつたかということをお聞きしたいと思ひます。

○天野参考人 これを設立すれば、いろいろな便宜があるということはお認めのことだろつと思つたのです。しかしそれが何か悪用されるかどうかということと心配して、こういうものをつくらないというふうなことでよくないのではないかと、これは必ずよく運営されるという考えを、こういうものをつくらせて教育を盛んにしていくのもけつこうなことだという考えを持っていたらしておるわけでありまして。

○三木(喜)委員 そういう御心配はなかつたということで、またそれをよく運営しなければならぬという考えを持っておられることについてはよくわかりました。

それから次に私が心配しておることは、この教育会館が中央集権化されたあるいはまた国家統制の殿堂になつては困るという考えを持っております。この設立趣意書の中に、全国の教職員が親しみを持つて利用できるやう、こう書いてありますが、これはことばで出すのはやさしいのですけれども、どのようにして親しみを持っていくかということ、今後の運営もあらうと思ひますけれども、先生方のお考えをひとつ聞きたいと思つたのです。この間私が質問しましたら、文部省の説明では、全国の教職員がこれに対して拠金をすれば自分のものとなるのだ、金を出すと親しみというものを結んでおられたように思つたのです。しかし私はこれは運営に参加して初めてそういう親しみができるのではないかと、政府の下請機関であるというだけならば、やはり組織化され、冷たいものになるのではないかと思つたのですが、その辺に対する先生のお考えをお聞かせいたしたい。

○天野参考人 文部省の人たちがどういうことを言つたか私は知りませんが、けれども、またあなたの御意見も一つの御意見でしようが、私は、これは適当な人を得てよく運営すれば、全国の教育者がそこに集まつて、気持ちよく研修もできれば講演もできる、お互い話し合いをやれるというのなら、親しみを増すといつてもいいのではないかと考へてます。

○三木(喜)委員 全国の者が集まるといふことは、いままでの集会でもずっとこう集まつておるわけなんです。その場所に対する親しみを持つという

一般的な考え方もあると思うのですけれども、しかし運営というものは、教育会館それ自体が先生等に対して命令をする、と言うたらかたかたしいですけれども、文部省とうらはらになっていろいろなことを計画し、あるいは運営し、しかも全国の教師に対して命令をするという形だけでは、私は親しみを増さないのではないかと、思うのです。運営に参加するということ、そういうところから私は申すわけで、そういっても、そういう点は運営に参加しなくてもいいというお考えを持っておられますか。

○天野参考人 それはあなたの御意見として承っておりますけれども、しかし後の会館を運営する人たちのやり方一つによることだろうと私は思っております。

○三木(書)委員 お忙しい先生でありまして、もう一つだけ御感想をお聞かせ願いたいと思うのですが、これは非常に飛び離れたようですねけれども、私は飛び離れていないと思うのですが、岐阜県教職員組合で大量に脱退したことに、そういうことで社会党からこの問題を取り上げ、この文教委員会という審議いたしました。しかしながらその結果は、組合員に対する行政上の差別はなかった。こういうようなことで真相はうやむやというようなことが、この後、岐阜県知事、岐阜県教育委員会、岐阜県大学の竹内良知さんが、「世界」に「教育を歪めるものは誰か」ということを書いておられます。これは「岐阜県における『教育正常化』について」というサブタイトルがついて、竹内氏は「教育の正常化」というのは、端的に

的にいえば、日教組傘下の組合組織を破壊することである。しかし、それはけつして教組の組織だけではなく、学校教育の成り立つ人間の基礎そのものを破壊することではあるまいか」ということを強調しておられるわけですね。私も、教育の人的な基礎破壊をしていくということ、教師がそういう立場になれば、子供たちにも悪いそういうことが及んでくる、こういうような感じを持ちますし、それからもう一つは、教育というものが教師の自主性を失ったときに非常に恐ろしいものになる、と思うのです。この教育会館運営というものの、私は教師の自主性をやはり大事にしなければならぬ、それからまた教師の人間性というものも私は大事にしなければならぬ、こういう立場から考えますと、この教育会館の運営というものが一方的に官の側に心配を持つのです。そういう点が、先がたから先生にお聞きしますと、私の答える範囲でない、こういうようにお答えになるわけですね、しかし、教育界の大元老でもあり、新教育いづくにあるかというときに、中央集権化するおそれ、私たちが持ち、あるいは権力化するおそれを持つさなかに、教育会館が設立される、言え、大切なときです、そこでこういうことについて、御意見も承れば幸いだと思うのです。

○天野参考人 私は教育会館が適切に運営されれば、そういう危険はない、こういうふうな思っています。人間性をたつとぶとか自主性をたつとぶというようなことは当然のことであって、それをくずしてしまふような運営をするというなら、初めからそういう運営をされるから、こういう会館をつくらねえ、かぬ、ということはないだろうと私は思います。つくった以上、よい運営がされるようにしていけばそれでよいのではないかと、いづれにしても、日本の教育を盛んにするのには、どうしても先生方の知識を増すとか、経験を話し合うといったようなことは、ぜひ必要なことで、そうして現にそういう講演など、私などは借りたわきの非常に不適当なところでやったり、いろいろ不便をきていて、まづ先に、こういうものが、できるのはまことにけっこうなことだ、こういうふうに考えているわけでありまして。

○三木(書)委員 お忙しい先生に駄弁を弄してまことに恐縮でございます。どうぞぜひとつよろしくお願いいたします。

○久野委員長 次に、上村千一郎君。○上村委員 天野先生が財団法人国立教育会館建設協力財団の理事長におなりになっておられる。そしてその設立趣意につきましても、設立趣意書を見ておられますのでよくわかっておりますし、また私はこれに満幅の賛意を表しておるものでございます。ただ先生が親しくこの国会においでくださって、そして参考人として御意見を述べられる機会を得ましたに際しまして、少しく先生から御意見を承っておきたいと思うわけでございます。

実は私、現在の教育界を見まして、教育というものが国の将来の発展の基礎として重大なものである、ということ論をまかせません。そしてそれであればこそ、現在の教育というものにつきま

ましていろいろの関心は全国的にわいておるわけでありまして、教育の本質というものは、教育を受ける者が教育者に向かいまして、ほんとうに信頼を置いている、こういうもの、逆に言いますれば、教育者は真に教育を受ける者から信頼を受けるその素質と、そしてその努力がなければならぬ、こう思うわけがあります。最近の事象を見ますと、大阪の某学校におきまして、教える先生が生徒に注意したら、持っておりまして、その切り出しナイフでその先生を刺したという、こういうことは、これは先生が生徒に注意する以上は、客観的には確かに生徒にまづかっ

た点があるに違いない、しかるに生徒は、自分の非を先生からとされた以上は、それを心から心服しなければならぬ、のかかわらず、逆に先生に傷害を与える、ということは、これは生徒のほうにつきましても反省しなければならぬ、反省しなければならぬ、こういうふうな思われたい、これは現実に最近あつた事例であります。

こういうような諸般の事情から考える際に、おきまして、日本の現在の状態におきまして、教育の重大性を考えれば、考えるだけ、ますます教職の立場にあられる方々がその資質を向上し、またお互いに切磋琢磨し、こういうことを謙虚に反省をしていかなければならぬであらうし、また文教関係の責任を持ちますところの文部省としまして、この研修施設というものをより多くつくり、より理想的なものをつくって、そうしてその機会と場所を提供する、ということには当然なことであらう、こういうふうに私は思うわけでありま

す。それでその運営という問題につきましまして、悪い、ということはその運営をしたときに注意すればいいのであつて、またそれを改めるべきものであつて、そうしてそういう施設をつくるという、ことにつきましまして、私はこれは当然国民的に協力をしていかなければならぬ、と思うわけでございます。先生はこの施設につきましまして、そういうようなお心持で御協力の意思をおきめになられたものだ、これは設立趣意書を見れば論をまためるところかと思ひますが、せっかくでございますので、お尋ねをいたしておきたい、こう思うわけでありまして。

○天野参考人 いままでお答えしたところ、ただいまの御質問にも答えておるかと思ひますが、つけ加えて申せば、先ほどから申し上げておるやうに、先生方がお互いに経験を話し合つたり、また知識を学んだりというやうなことで、先生方自身がよくなる、ということ、が、国の教育がよくなる、ということであり、そのために、この教育会館を建てる、ということは、私はまことに、けっこうだ、こういうふうに思っております。

○上村委員 その際の運営の問題でございますが、もちろん先生はこの教育会館建設のいわば財的な御協力を、財団のその理事長の地位にあられると思ひますので、運営自体につきましましては、もちろん先生はいろいろ御意見を賜わつたところで、私も十分だと思ひわけでございますが、この教育会館法を見ますと、適正な運営をするために館長の諮問機関として二十名以内の評議員をつくる、そしてその評議員は、かかる運営を適正にする意味におきま

て、学識経験者の中から文部大臣がこれを委嘱するということになつて、そして今後の運営に万全を期するような体制に相なつておるようでございますが、そういうようなことにつきましてはお耳にいたしておったかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○天野参考人 私はこういう文書によつてそういうことを承知しております。

○上村委員 それから、こういう施設は私にぜひ必要であるし、また現下の日本の教育界におきましてはほんとに必要だといふふうにかたく信じておるものでございますが、それを作られるに、国費で全部つくつておけばいいじゃないか、こういうような意見もあるかと思ひます。要するに民間の協力なくして国費でつくつておけばいいじゃないか、こういうような意見が出るおそれがある。こういう必要は、全部国費でつくる場合もあれば、また国費を主要財源とし、そして民間からこれに協力することによりまして、いわば何らかの親しみを増す。これはこれだけが唯一の親しみの手段ではございませんけれども、しかし、幾ぶんでも自分の金を出すということ、私は少なうとも親しみを増す一つの手段であらうと思ひます。

運営の方法によりまして参画すること、親しみを増すわけでございますし、親しみがわく要素といふものはたくさんあるわけでございますし、少なくとも民間も一部の支出をし、かかる文部省の企てにつきまして国民の中から協力の体制を出すということは、一つの大きな意味を持つておる。だから全額を国費で支出するといふ場合がいい場合もございましょうし、また、かかる場合におきまして民間からも協力体制をし、ある意味におきましては文部省の考へておる意図を擁護したすといふようなことも必要欠くべからざることだと思ひます。でございますが、その間の先生の考へを承りたいといふと思ひます。

○天野参考人 御意見はごもっともだと思います。

○上村委員 私は大体この程度で私の質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に二宮武夫君。

○二宮委員 ただいま上村委員からお話のございましたが、教育というのは、新聞で発表されました一部のよくない情勢といふものでもって万事を律するといふことは間違ひだと思ひます。

数百万のほんとうにうるわしい教育といふものは師弟の間に精神的な通ひをもつて行なわれておるといふ事実も、これは認めなければならぬと思ひます。

それから教育会館法については運営をやつてみて、そのうち悪かつたら直せばいいじゃないかという試行錯誤的な考へ方は、やはりこの法案が出ておる関係上、私としては前もって心配になる点についてはよくただしておいで、よりよい法案にしてこれを通していく、それが一番賢明な方法であるといふように考へるわけでございます。

事長に就任をするといふことの勸奨を受けましたときには、地方財政等におきまして、一般に公立のものをつくる場合に、寄付をするのを特に禁止するといふ法律がなかった時代だといふように了解をいたしておるわけでございます。しかしながら三十八年になりまして、地方財政におきまして、公立のものををつくる場合には、その地域の住民に、県が市町村に、市町村が地域住民にそういう負担をかけてはならないという法律を定めたわけでありまして、そうしますと、この理事長を引き受けられたときの情勢とは、現在の情勢は私に変わつておるのじゃないかといふように考へるわけでございます。そこで先生がお引き受けになったことは、協力する、そのために寄付を集めようといふことの趣旨はよくわかりますけれども、その後において、一般に国費をもつて国立のものを設置をする、それ以外に寄付を募るといふことは、これは国民にとつては二重の負担になる。したがつてこれを禁止するといふ法律も特別に設置したのでござい

ます。これはこの前も御答弁を申し上げた次第でございます。そういった事情につきましては承知いたしておりますが、この教育会館につきましては、先ほど申しましたように、民間の浄財も集めてこの教育会館を建設するといふ三十七年の財団ができましたといふ方針を特に変える必要はないといふように考へまして継続してまいつたわけでございます。この点は理事会におきまして十分そういうことは確認したわけでございます。

○二宮委員 きようは参考人に主として御答弁をいたしたいと思ひます。

基ついて年二回は必ず開くということ、議事録もそのまま残つておるはずでございますが、私が見せてもらつた議事録の中には、実は議事録を見て、内容については私は了承したのですけれども、二回という回数と、いま、福田初中局長でなくて、これは財団の理事ですが、理事がお答えになった内容とは、私が見た範囲では多少食い違つておるよう思ひます。そういうものが、もしあなたの答弁のように必ず二回は開かなければ違法である、そして決定したものはちゃんと書類として残しておかなければ、これもまた違法である。そういうときに、三十八年に、寄付行為といふものが一般に二重負担にならないように、国から百億円というお金が二重負担にならないために出しておる。そういうことを理事会で決定をしたという議事録がありますか。

私が見た範囲ではそういう議事録はない。私が承知している範囲内では、そういう法律ができたから、その趣旨に沿つてこれはもう考へぬでもいい、この法律の精神を生かすでもいい、従来どおりでいいのだという議決を相談をしてきめたというのだけれども、そういうような理事会というのを開いた議事録はありますか。

○福田政府委員 理事会で決定いたしました事柄は、この財団の事業計画なり予算等でございます。したがつて先ほど御指摘になりました地方財政法の改正云々の問題は、直接にこの財団の寄付募集とは関係ないと思ひます。したがつていまして予定どおりに事業計画なり収支予算といふものを決定いたしました。そういう仕事を確認して進めたわけでございます。

○二宮委員 それは違つたやないですか。あなたのさっきの答弁は、こういう法律ができたけれども、この法律といふものは一応この考への中に入れたくてもいいという理事会の決定を見た、そういう答弁でしよう。

○福田政府委員 ことは少し足りなかつたかと思ひますが、私申し上げましたのは、財団の事業として事業計画なり収支予算といふものを決定いたしましたれば、当然にそれに従つて運営されるわけでございます。その陰に、先ほど御指摘になりましたような地方財政法の改正があつたから事情が変わつたのではないかと、財団としては理事会において従来どおりの方針でこの事業を進めることを確認して決定したといふことを申し上げたわけでございます。

○二宮委員 それは事業計画の中にそういうものは一応変更せずに事業計画を出す、それを理事会で決定した。こういういき方をしたといふことの説明

ですね、あなたのおっしゃることは。
○福田政府委員 さようでございます。

○二宮委員 そこで理事長にお尋ねいたしますが、私は考え方としては、寄付をするほうの立場に立てば、国が法律をつくって、地方でもって出すほうもやはり同じ一般の人が出すのですから、国の費用もあるいは寄付金も同じ者が出すのですから、二重負担にならないようにという国の配慮から、実はこの法律をつくった。したがって設立当時の考え方とこういう法律が通った後の考え方とは、この寄付についてものの考え方というのは私は変わることが正しいと思うのです。そうしなければせっかく国が二重負担を解消しようといつて百億もお金を出して、そういう寄付金をなくしようという方向に努力をしたことと矛盾するじゃありませんか。私は設立の当時のそういう法律のなかったところに天野さんが理事長を引き受けられて、こういう教育財団の寄付行為という一つの財団法人をつくったということは理解できるけれども、その後の政治的な情勢の変化によつて、これはやはり考え直さなければならぬのじゃないかというふうに考えておるのですが、理事長どうですか。

○天野参考人 一つの御意見だろうと思ひます。けれども、こちらの理事会は前に立てた計画どおりにやるといふことであるから、私もそれでよいというふうに考えておるわけでございます。
○二宮委員 それは主観性が無いと思ひます。これは理事長が理事会に提案することになっておるのですよ。

だからあなたがもし国民に二重負担をかけてはならぬという考え方があるなら、やはり計画書というものを考えるときにそのものを考えるの中に入れた計画書というものを考えなければいけないと思うのですよ。そうしなければ、せっかくあなたがこれはよくないぞと思つても、計画書の中にその意思が反映しなければ、これはやはり結果としては同じことになってしまつて、よくないと認めたものがそのままあらわれ、結局という結果に私はなるんじやないかと思ひます。理事長は全部の総括責任者なんですから、これは単に理事長として名前をお貸しするというだけではなくて、三億円のお金を集めるという財団の理事長なんですから、やはりそういうことが国民にとって二重負担になるのだ、国もそう考へていふ、法律もそう変えた、そうなんだときにはやはりこれは少し大蔵省に無理を言つて、国のほうから出す方向に重点を置いて、おれはほうの事は少し削減をしていこう、こういうような案を立ててそれを理事会に出すという主体性を持たなければ、それはその意見のとおりだと思ひます。そういうことにはならぬのじゃないか。そういうところに理事長の權威というものが一つあつていいんじやないかと私は思ひます。その点はどうですか。

○天野参考人 いまあなたのおっしゃったことも一つの御意見だと私は言つたんで、そのとおりでなければならぬと答弁したわけではないのです。そういうふうに法律が変わつても、教育というものはまた違った性質を持つてゐるから、みんながこれに協力してやろうということなら、それで私はいいと思ひます。
○二宮委員 どうも前の話とあとの話、私には理解ができません。そうすれば、もう一べん繰り返さざるを得ないのですが、少しづつこくなりますけれども、お許しをいただきますと思ひます。
国がいろいろの公立のものを建てる場合に、寄付をあまりに募るといふことは、国民に対して二重の負担になるから、そういうことがあつてはならぬといふので、自治省で調査をしました。結果、三百数十億の寄付金がある。これを漸次解消していこうといふことで、百億ずつ年次計画を立てて出して、そして二重負担をさせないような方向にこの法律というものを改正していったわけですか。ですから、それが一つの考え方だと言ひますけれども、これは国の考え方として、寄付をする者の立場からやはりそういうことは避けたいほうがよろしいという考え方は、私は一本だと思ひます。ですから設立当時の協力のしかたと、そういう法律ができた後の協力のしかたといふものは、財団法人としては立場を変えて考える必要があるのではないかと、先ほど理事長はやはりそのように考へるというように、私は答弁として理解したわけですか。ところが、それも一つの方法であつて、ほかにもいろいろあるんだ。しかし、設立のころと、地方財政法二十七条の三、四がきまつた後のこの財団法人のあり方とは全然変わりはしないじやないですか。このやり方について——そこが私はおかしいと思ひます。ですから、設立当時はいいとして、そういうことになって国民に二重負担をかけま

いという国の親心が出た場合には、このものはやはり国費でもつてまかなうというところに重点を置いて、大体八億のうち三億を国民の寄付に仰ぐといふような、そういう大きなウェイトを寄付に持つていくといふこと自体におかしいところがあるであつて、その点はひとつ考え直すことがいいのではないかと、こゝろにお尋ねをしておるわけでありまして、それに対するお考えを承りたい。
○天野参考人 私は、あなたの考えどおりでなければならぬといふ、そういう答弁はしておりません。それも一つの考えだと言つておるのです。それで、学校等の寄付はいけなけれども、教育会館とかそういうものまでもすべて地方が寄付をしてはいかぬと原理的に言うわけでないことは——あなたがたがたいまつと縮小したいんだ、国がもつと大部分やつて、少しやる、それで原理的に言つて、全然寄付してはいかぬといふあなたの論ではないかと思ひます。だから、寄付していかぬといふ論でないのですから、それをあるところまで、教育という事業がほかの事業と違つておるのですから、教育会館のために寄付したつて、あなたも御異論はないところだと私は思ひます。
○二宮委員 そういう反論も一応成り立つかも知れませんが、私の言つておるのは——それではもう少しお尋ねします。あなたのほうで考えになつておられます、三十七年の十二月に出しましたこの寄付金をお願いしますといふ通達が出ておる。私の言つておるのは、ほんとうにブライベートな、ポケット・マネーを出して寄付するとい

うことであれば、これはある程度はやむを得ないかもしれせんけれども、この要綱によりまして、都道府県は幾ら、六都市は幾ら、市町村教育委員会は幾ら、それから校長会は幾ら、こういうふうにそれぞれ自分のポケット・マネーではないと思はれるところに寄付を仰いでおる。そうしますと、この果から出るお金というものは県民が負担をしておるわけですか。教育委員会の費用も同然です。そういうものを通達として出しておるのですから、私が肯定しているといふものを反駁的に先生が、お前も寄付に賛成しておるじやないかと言ひけれども、私はそういうことについてはいまの段階では賛成はできないのです。ですからこの通達は少なくとも昭和三十一年十二月現在で出しておる、この行き方で、都道府県に何万円という割り当てをして——都道府県が個人のお金を持っておるわけではないのです。ですから、その当時はこういうことをやつたけれども、その後においてはやはり都道府県にこういう割り当て方をして寄付を仰ぐという行き方は、これは私は筋が通らぬと思ひます。そういう点はやはり理事長としては十分考へていただかないと、ただこの場でやりとりしたことだけで済む問題ではなくて、やはり将来にも問題が残つていくことでありますから、私は私の考えなりに申し上げてゐるので、そういう点をひとつ理事長の経験豊富な立場から御答弁をいただきたいと思ひます。
○天野参考人 あなたは初めからポケット・マネーならぬといふことが、おっしゃれば私もそれは違ふという考

えも持ちますけれども、ポケット・マネーならいいが、ほかはいかぬとはつきり言われたのではないから、やはり一部分は寄付をしてもいいんだ。それから原理的に言えば、要するに寄付の多寡に帰着するから、それならば別にさしたかえりではないかという御答弁をしたわけでございます。しかしそういう方面の知識は私は非常に乏しいです。ですから、よくまた研究いたすことにいたします。

○二宮委員 大先輩を何回もこの場に参考人としてお呼びするわけにまいりませんので、経験豊富なんですから、この場で即答願いたいと思うのです。そうしない、今後法案審議をしていく場合に、私どもとしては非常に参考にしていきたいという気持ちを持っておるわけでございますから、今後検討した後にお答えをしようということではどうも一ぺん来てくださるのですか。それならそれで私は質問を保留して、御検討の上でもう一ぺん御質問申し上げたいと思うんですが、そうでなくて、もういまのやりとりで話は大体わかっていると思うんですよ。わかっていると思うんですけれども、理事長の立場の苦しさというものと、文部省やその他の関係等もあって、理事長がいまのような答弁をなさったんだらうと御推察申し上げるわけなんです、あまり大先輩をいろいろ意地悪く御質問申し上げるといふことも、私の本意ではございません。ただ国民の立場から考えれば、二重負担になるような寄付行為をあえてすることはないかというのを申し上げておるので、そうならばこの財団法人というの、一応今後は国費を

出してもらうことにウエートを置いて、これは国民のお金でありますから、それで親しみを持ってもらいたいということで建設をやる。この前開きまして、一億円まだ寄付が集まっておらず、財団法人はもう一年延期して、もう一億円集めるのだという話でございまして、どうも私の考え方と考えが違ふように思うので、そういう点についての明快な御答弁をお願い申し上げます。

○天野参考人 私はものを明快に述べたつもりであります。ただせっかく二宮さんがそれほど熱心に言われるのを、ただの答弁でもいけなかつたから、自分もよくそういうものの考え方、もこれから考えるようにしようと言ったので、この設立趣意書に関する限りは、もうこれでいいんです。

○二宮委員 設立趣意書ができて、そして発起人が先生に理事長になつてもらいたいということをお願いして、理事の中から理事長が互選された。そしてその理事長は、また評議員をお選びになつて、この財団法人というものを運営しておるわけですが、そこに政治的な変化があつたのですから、財団法人としてはもう少し考え直して、協力の仕方を改めていったらいいんじゃないかという意図でお尋ねをしておるわけなんです、研究してあとからまた答弁しますというところが、それが明快だと言へば、それはそれなりに明快でしょう。しかし私、聞くほうからすれば、はなはだ不明快でございまして、わからないのです。ですからそういうような理事長という立場から考えまして、やはり国民の立場というものを勘案して考えたときに、大体もってこれ

は国立なんですから、国費でやるというのを主体に置いて、そうしてこういうような法律もできて、国民には負担をかけまいという国の親心もあるのですから、じゃあひとつ財団法人も仕事を縮小して考えていったほうがいいじゃないか、こういうふうにお考えくださつたらどうだろうかといつてお尋ねしておるわけなんです、そういう点いまして上げましたような政治的な変化の起こつた現在における、そういう立場に立つての理事長の考え方というものをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○天野参考人 私の考えはもう尽くしておると思ひます。要するに私はこれでいいと思つてゐるのですが、ただあなたが長くいろいろおっしゃるから、これは簡単にただお答えしても済まないと思つたから、私個人として、あなたのようなお考えも今後ひとつ考へてみよう、こう思つたのです。公の理事長としてはこのとおりでいいんです。

○二宮委員 質問を長くしたつて、頭の悪いのは長くするのかもしれないが、私が長くお尋ねいたしましたも、研究してお答えいたしましたように、あなたのはおっしゃるのですから——これは時間的に長い、短いなどということ批判することはないと思う。そういう問題でなくて、本質的にどうだろうというところをお尋ねしておる。おまえの言ひ方は長いぞというなら、短くてもいいです。

うような場合には、おやめになるといううような場合になつたら、常任理事というのとは一体だれがやるのですか。

○天野参考人 それは文部省からお答えいたします。

「二宮委員「資格は何ですか」と呼ぶ」

○渋谷説明員 一応財団の所管の課長でございます。

○二宮委員 何の資格であなは答弁するのですか。文部大臣の認可を得て、そして財団法人というのには独立した一つの機関です。その中のあなたは何かという資格で答弁しているのかというのを聞いてゐるのです。

○渋谷説明員 この財団とは関係ございませう。一応文部省の所管しておる法人でありますから、この寄付行為につきましまして説明員として承知いたしております。この寄付行為の……

○二宮委員 参考人に聞いてゐるのだ。参考人を呼んで聞いてゐるときは、参考人が答へるべきです。

○天野参考人 私が答へたいしませう。

これは設立趣意書の中にちゃんと書いてあるのですから、そういうことは事務の者が答へてもいいのじゃないかと私は思つたのです。実は私は一個の教育者としてここに出て皆さんとお会いするということ、教育という立場からいろいろのことを考へてきたのです。だから理事長が事故あるときはどうするのだというふうなことは、必ずしも私が答へなくてもよいのじゃないか。だけれども、答へろというのなら、ここにちゃんと書いてあるから答へます。理事長に事故あるときまたは欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常任理事がその職務を代行する。そのとおりでございます。

○二宮委員 それはわかつてゐるのです。その場合だれかと聞いてゐるので、だから、私は理事長だからそういう小さいことはわかりませんというのならばそれでいいのです。ほかのほうから連れてきて別に答弁しなくても、おれは理事長としてでんとかまえておつて、そういう小さなことは事務局にまかしておるからわからぬ。そういうことはおれは答へる必要はない。それならそれでいいのです。

○天野参考人 私は、自分がわからぬからこちらにやつてもらつたと言つたのです。それを答へなくていいというなら、初めから答へないです。しかし答へるというからこちらに答へさせたわけなんです。

○二宮委員 たいへん話が交錯してゐるんですよ。理事長が答へないことがわからなければわからないで、私は了解します。しかし筋合いの違ふものを連れてきて——私はきょうは参考人の天野先生に御意見を聞いてゐるのだから、そういうことについては後の機会に聞いてください、私のほうはそういうことはわからぬ、周知してないというのなら、それでいいのです。天野参考人と関係のない、何も知らない人が来て、それも知らしてやろうと思つて答弁させる、そのまゝでしなくともいいのです。先生にそれほどわざわざわきなくともいいのです。そういうふうなことでちゃんと握つておられる理事長のかどうなのかというのを、たいへんお聞きしているんですよ。そういうことは知らぬのだ、大体

そういうことはほかのほうで答えるから、他の機会に聞いてくれ。それならそれでいいですよ。

○久野委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。落合寛茂君。

○落合委員 こんなことを大先生にお伺いするのは、まことにおこがましきと思いますが、先生は国立教育会館建設協力財団の理事長として、この費用を全額国庫負担にされるのに御賛成でありますか。あるいは寄付金をそこへまじえて建設されるほうに御賛成であるか、その考えをちよと。

○天野参考人 これは白紙に立ってどっちがいいかという御議論じやなからうと思うのです。そうなれば、私は国が大部分やって、そしていろんな民間の寄付を仰ぐということがよいと思います。

○落合委員 そうすると、国立という以上は国で全部出して何するたてまになるべきものだと思ふのです。が、そういうものじやないのですか。すっかりでき上がってから、それを寄付するという形は、言ってみれば羊頭を掲げて狗肉を売るような国立じやないですか。常識的に考えて私はお伺いします。

○天野参考人 私はやはり国立だと思っております。国立でないというわけのものじやないだろうと思ひます。民間が幾らかそれに寄付したからといってそれで国立じやないということはないだろうと思ひます。

○二宮委員 先生は十二時までしか時間がないので、もうお尋ねしても、自民党の皆さん方もたいへん御不満のようですし、私は礼儀を失した

面もあるうかと思ひますけれども、やはり財団法人という一つのクッションをつくって、そこで三億というお金を集めて、国から出すほうを少しセーブして、そうして国民の立場から考えれば二重の負担になるような行き方は私はいひ方法ではないと思ひます。ただ、たとえば自分のところに死人があつて香典をいただいた、そういうものをひとつ寄付しましょう、こういうような意味のものであれば別ですけれども、やはり公費でまかなわれなければならぬと思われるような寄付金を別途三億集めて、そうして国から五億九千万、そういうお金を集め方は、少なくとも教育に関心があり、教育に従来とも非常に大きな見識を持つておられる先生の立場からいへば、私はあまり感心した財団法人ではない、こういうような考え方を持つておるので、多少小さな点にわたつて失礼な点があつたと思ふのですけれども、その点はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

問題は、そういうような一つの財団法人をつくらせて、そうして寄付を取るから親しみがあつたんだということを考える考え方が一つと、もう一つ寄付の依頼状を見ますと、大体各県に百枚の口座への振り込み用紙を送つておる。その団体が全部明示されておる。すると、ある種のものに寄付を仰ごうという目的が見えるのです。それでほんとうに親しみのあるものになれるかどうかというの、上村先生は、やつてみて運営が悪ければ今後直せばいいじやないかというけれども、そういう点が見通されるとすれば、前もって直したほうがいいじやないかということ

が考えられる。その運営その他の問題について三木先生がお尋ねしましたら、財団の理事長として来たので財団のことに限つて答弁をするんだ、膝を交えて教育のことを語るんだとおっしゃるけれども、今後の教育会館の運営その他については、おれの答弁の範囲外であるとおっしゃるものから、実は小さな問題に私はあえて入つていったわけでございます。その点は、ひとつ弱筆者ですから、そういう点で御了解いただきたいと思ひます。

○三木(喜)委員 関連。寄付の問題ですが、民間に寄付を仰がれる点は、いまの話で大体私どももわかつたのですが、財界の寄付を大体二億ほど予定されておるようですが、そのとおりですか。

○天野参考人 財界は二億を目標といはしております。なお、私はこれを付け加えておきますが、自分は、研究してここで答弁するということとは申しません。ただ、そういうものの考え方も自分としてはよく考えてみようという主観的なことを付け加えただけあります。

○三木(喜)委員 民間の寄付というもののについての出資は、文部省の考え方と先生のお考え方は一致しておりますのでよくわかりました。親しみを持つということにおいて民間から協力する、こういうような趣旨ですが、財界の寄付は、そういう趣旨でいいですか。

○天野参考人 私は、こういう公共物とか、ことに教育に関するようなことになれば、財界などは大いに協力してくれてもいいと思ひます。そういう意味で財界はもっといろいろな場合に寄付してくれたいんだ、協力してくれたいんだ、そういう考えでおります。

○三木(喜)委員 時間がありませんので二つばかり端的にお聞きしたいと思ひますが、設立の協力メンバーの中に財界の人もかなり載つております。そういう趣旨でやはり入つておられるのですか。

○天野参考人 私は、財界の諸君も、国のために非常に重要な教育会館というものには、自分からも協力しようというお考えで入つておられると承知いたしております。

○三木(喜)委員 それは理事会とか、それらの話し合いの中でそういう意思も大体出てまいりましたか。話し合いがあつたのですか。

○天野参考人 私は一人の言つたことを多用なものですから覚えてはおりませんけれども、私はそういう趣意のことはたびたび申しております。

○三木(喜)委員 私たちが一つ心配を持つことは、教育がただそれ自体だけのものとして考えられるならいいのですけれども、財界のひもつきになるということは、これは私は困ると思ひます。そういう点は、先生は心配がない、こういうぐあいにお考えになつて財界の協力を仰がれるわけですか。

○天野参考人 別断ひもつきなどになるとは思つておりません。

○久野委員長 参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。天野参考人に申し上げます。本日は貴重な御意見を承り、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして委員長より厚く御礼を申し上げます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後零時一分散会

昭和三十九年四月十五日印刷

昭和三十九年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局